

欧米競争政策の動向のポイント

2020年7月28日 No.4

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、バンブルビーの元社長がツナ缶を巡る価格カルテルに関与したとして、禁固刑の宣告を受けたと発表(2020年6月16日)

II 欧州競争法(政策)

1 共謀事件

- (1) 欧州委員会、アップルの App Store 規約に対する調査を開始(2020年6月16日)
- (2) 欧州委員会、Apple Pay に関するアップルの慣行に対する調査を開始(2020年6月16日)

2 買収事件

- (1) 欧州委員会 PSA と FCA の合併提案に対する詳細調査を開始(2020年6月17日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241

FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号で取り上げる事件は、シーフード大手バンブルビーの元社長がツナ缶を巡る価格カルテルに関与したとして、40 か月の禁固刑と 10 万ドルの罰金刑を受けたものである。当該禁固刑の決定に当たり、カリフォルニア州北部地区地裁は、被告人が同共謀において指導的役割を果たし、また同共謀によって影響を受けた取引額が 6 億ドル以上であることを考慮に入れた。事件の詳細は以下のとおりである。

1 司法省、バンブルビーの元社長がツナ缶を巡る価格カルテルに関与したとして、禁固刑の宣告を受けたと発表(2020年6月16日)¹

司法省は、Bumble Bee Foods LLC(以下「バンブルビー」という。)の元社長兼最高経営責任者である Christopher Lischewski が、3年間にわたるツナ缶を巡る価格カルテルにおいて主導的役割を果たしたとして、40 か月の禁固刑と 10 万ドル(約 1070 万円、1 ドル=107 円)の罰金刑を受けた旨を本日発表した。

Lischewski は 2018 年 5 月 16 日、サンフランシスコ大陪審によって正式起訴された。2019 年後半に 4 週間続いた裁判の後、同氏は、ツナ缶の価格協定の罪一件について有罪となった。サンフランシスコ連邦地裁は、40 か月にも及ぶ Lischewski の禁固刑を決定するに当たり、同氏が当該共謀の首謀者又は画策者であり、また当該共謀が 6 億ドル(約 642 億円)にも及ぶツナ缶販売に影響を及ぼした旨を認定した。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を発表した。

「本日言い渡された刑は、企業の経営幹部や取締役に対して大きな抑止力となるであろう。米国の消費者から競争による恩恵を奪い取る企業幹部は、法の裁きを受けることになるであろう。彼らの反トラスト犯罪が食品など最も基本的な生活必需品に影響を及ぼす場合には、特にそのようになるであろう。本日の刑は、数年にわたるツナ缶を巡る価格カルテルがもたらした重大な損失を反映するものである。」

連邦捜査局(FBI)サンフランシスコ支局のジョン・ベネット特別捜査官は以下の声明を出した。

「今回の刑の宣告は、法人とその幹部に対しそれらがとった行為に責任を負わせることに、我々が固く決心していることを反映している。我々の固い決意は、その行為が食品供給産業で行われたものであろうが、他の産業で行われたものであろうが変わらない。これで我々は目標にさらに一步近づけた。目標は、強欲な企業が存在しない公正かつ効率的な

¹ Department of Justice, Press Release, Former Bumble Bee CEO Sentenced to Prison for Fixing Prices of Canned Tuna, June 16, 2020.

経済における公平な市場において、アメリカ国民が食品を購入できるようにすることである。」

バンブルビーは有罪答弁を行い、2500万ドル(約26億7500万円)の罰金刑の言い渡しを受けた。昨年9月、Starkist Co.(以下「スターキスト」という。)は、制定法の上限度である1億ドル(約107億ドル)の罰金刑の言い渡しを受けた。バンブルビーとスターキストに加え、Lischewskiを含め、幹部4名がこの共謀に関与したとして起訴されている。Lischewski以外の幹部3人は有罪答弁を行い、Lischewskiの裁判において証言をした。

本日公表された刑は、シーフードのパッケージ商品に関連する産業を対象とした反トラスト局の継続中の捜査の結果によるものである。本件捜査は、司法省反トラスト局サンフランシスコ事務所及び連邦捜査局サンフランシスコ支局により行われている。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた3件は、ともに欧州委員会による調査開始決定に係るものであるが、いずれも注目される案件である。

アップル社に係る2件は、(1)同社のアプリストア App Store の規約が音楽のストリーミング分野と、電子書籍・オーディobook分野の競争を制限するおそれがあるとされ、また(2)同社の決済方法 Apple Pay が決済方法を提供する競争者を排除するおそれがあるとされ調査が開始されたものである。

3件目は、フィアット・クライスラー社とプジョー・シトロエン社の合併に対する詳細審査の開始に係るものである。両社は、合併規則の下での審査の第一段階で欧州委員会の競争上の懸念に応える問題解消措置を提示しなかったため、第二段階の詳細審査が開始されることになったものである

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、アップルの App Store 規約に対する調査を開始(2020年6月16日)²

欧州委員会は2020年6月16日、App Store を通じたアプリ流通に関するアプリ開発者を対象としたアップル社の規約がEU競争法に違反するものであるかを評価するため、正式な反トラスト調査を開始した。本件調査は、アップル社自身が提供するアプリ内課金システムの利用強制と、アプリ開発者がiPhoneとiPadユーザーに対しアプリ外の廉価な課金システムの利用の案内を制限することを対象とする。

本件調査は、EEA(欧州経済領域)において、アップル社自身が提供するアプリと競合関係にあるアプリに適用される規約を対象とする。また本件調査は、Spotify社が、App Store の規約が音楽のストリーミング分野と電子書籍・オーディobook分野における競争に影響を与えているとする不服申立てと、別途電子書籍・オーディobookの流通業者が行った不服申立てを受けたものである。

iPhoneとiPadのユーザーが純正(ウェブによるものを除く)アプリをダウンロードできるのは、アップル社のApp Storeに限られている。欧州委員会は、アップル社が同社製機器のユーザーにアプリを配布する企業との間で締結する契約において課している以下の2つの制限について重点的な調査を行う意向である。

- (i) 有料デジタルコンテンツを流通させる際のアップル社自身のアプリ内課金システム(IAP)の利用強制

² Press Release, European Commission, Commission opens investigation into Apple's App Store rules, 16 June 2020.

- (ii) 開発者がユーザーに対して App Store 外でも購入できる可能性があることの通知の制限。アップル社は、ユーザーが App Store 以外の場所(アプリ開発者のウェブサイト)で音楽、電子書籍・オーディobook等のコンテンツを購入することを認める一方、アプリ開発者が同社の規約の下 App Store 外で低廉な料金で購入する選択肢をユーザーに通知することを禁止している。

欧州委員会への不服申立て

Apple Music の競争者である音楽ストリーミング業者 Spotify は 2019 年 3 月 11 日、アップル社が開発者との間で交わすライセンス契約と、ライセンス契約に関連する App Store 改訂ガイドラインに見られる上記 2 つの規定に関する不服を申し立てた。

欧州委員会は初期調査を経て、アップル社の制限はアップル社製機器を対象とする音楽ストリーミングサービスの競争を歪曲するおそれがあることに懸念を有するに至った。アップル社の競争者は、アプリ内での契約の可能性を全面的に断念することを決定するか、アプリの購入価格を引き上げることでアップルの手数料を消費者へ転嫁していた。いずれの場合も、ユーザーに対してアプリ外でも契約できる可能性を通知することは認められていなかった。IAP の利用義務は、アップル社に対し、競争者の顧客との関係に全面的な支配を与えるものであり、競争者が重要な顧客情報を入手できないようにする一方、アップル社は競争者の活動と提供に関する有用なデータを入手できていた。

一方、電子書籍・オーディobookの流通業者も 2020 年 3 月 5 日、Apple Books app を通じて競合関係にあるアップル社に不服を申し立てた。本申立ては Spotify 事件における調査で明らかになった競争上の懸念に類似しているが、電子書籍・オーディobookを対象とするものである。

次の段階

欧州委員会は、アップル社の App Store の取引慣行が、音楽ストリーミング分野と電子書籍・オーディobook分野における競争に与える影響について調査する。アップル社の一連の慣行は、ひいては消費者が幅広い選択肢と低価格の恩恵を受けることを妨げるものであり、EU 運営条約 101 条もしくは 102 条違反、又は両者の違反が認定される可能性がある。

欧州委員会は、本件に対する詳細調査を優先的に進めるが、正式調査の開始は結果に予断を与えるものではない。

(2) 欧州委員会、Apple Pay に関するアップルの慣行に対する調査を開始(2020年6月16日)³

欧州委員会は、アップル社の Apple Pay に関する行動が EU 競争法に違反するかを判断するために正式な反トラスト調査を開始した。本件調査は、①アップル社の決済システムである Apple Pay をアプリ上のほか、iPhone と iPad 上のウェブサイトに取り込む際の契約条件、②店舗における支払いに関する iPhone 上の近距離無線(NFC)機能(タップ&ゴー)へのアクセス制限、③Apple Pay へのアクセス拒絶に関するものである。本件調査は、欧州経済領域(EEA)におけるアップル社の上記行動を対象とする。

Apple Pay は、アップル社の iPhone と iPad 向けのモバイル決済方法であり、アプリとウェブサイト上のほか、実店舗の支払いにおいて使用されている。

欧州委員会は初期調査の結果、アプリストア、及び iOS/iPadOS を搭載した機器を通じたウェブサイトでの商品とサービスの購入に Apple Pay を組み込むための契約条件に競争上の懸念を有している。

加えて Apple Pay は、ストアにおける支払いのため、iOS モバイル機器に搭載されている近距離無線規格(NFC)である「タップ&ゴー」技術にアクセスできる唯一のモバイル決済手段となっている。本件調査は、iOS と iPadOS スマートモバイル機器を巡り競合関係にある製品の Apple Pay に対するアクセス制限も対象とする。

欧州委員会は、モバイル決済方法の提供におけるアップルの慣行が競争に与える影響についても調査を行う予定である。

調査の結果、EU 運営条約 101 条ないし 102 条違反が認定される可能性がある。欧州委員会は本件に対する詳細調査を優先的に進めるが、正式調査の開始は結果に予断を与えるものではない。

2 買収事件

(1) 欧州委員会 PSA と FCA の合併提案に対する詳細調査を開始(2020年6月17日)⁴

欧州委員会は、EU 合併規則の下、自動車会社フィアット・クライスラー(Fiat Chrysler Automobiles、FCA)とプジョー(Peugeot、PSA)の合併計画に対する詳細調査を開始した。欧州委員会は、本件合併により欧州経済領域(EEA)、より具体的には 14 の EU 加盟国と英国における積載量 3.5 トン以下の小型商用車に関する競争が減少するおそれがあることに懸

³ Press Release, European Commission, Commission opens investigation into Apple practices regarding Apple Pay, 16 June 2020.

⁴ Press Release, European Commission, Commission opens in-depth investigation into the proposed merger of PSA and FCE, 17 June 2020.

念を有している。

多くの国において、フィアット・クライスラー、プジョーのいずれかは、既に小型商用車市場における主導的事業者となっているところ、本件合併は主要な競争者の1社が消滅することを意味する。

欧州委員会の初期の競争上の懸念

欧州委員会は現段階で、本件合併計画は、以下の国々の小型商用車セグメントにおける競争が大幅に制限されるおそれがあることに懸念を有している。すなわち、ベルギー、クロアチア、チェコ、フランス、ギリシア、ハンガリー、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインのEU加盟14か国と英国を合わせた15か国である。

上記の国々の多くにおいて、フィアット・クライスラー、プジョーの両社は全ての自動車部門において最も幅広いブランドとモデルを有していることもあり、両社を合わせると高い市場占拠率となる。両社は、小型バン部門において有力な事業者となっている。乗用車に比べ、商用車の競争者は数が少なく、上記の国々の大半における競争者は、本件合併により誕生する事業者よりも大幅に規模が小さくなっている。

欧州委員会の初期調査の結果、フィアット・クライスラー、プジョーの両社は、多くのEU加盟国における小型商用車の販売について真っ向から競争してきた歴史があり、両社の小型商用車の価格設定も近接したものとなっている。したがって本件合併により、両社間には重要な競争上の圧力が取り除かれることとなる。

加えて小型商用車市場は、必須となる十分な規模のサービス網を迅速かつ容易に設立することができないため、参入と事業拡大の障壁が比較的高いように思われる。よって大規模な新規参入が見込めるものではない。

欧州委員会が、本件合併の効果に対する詳細調査を行うのは、有効な競争が大きく減少するかを決定するためではない。本件取引は2020年5月8日に欧州委員会へ届出のあったものであるが、フィアット・クライスラー、プジョーの両社は、初期調査の段階では欧州委員会の初期の競争上の懸念に応える問題解消措置を提出しないこととした。欧州委員会は、2020年10月22日を期限とする90就労日を期限に決定を採択することになるが、詳細調査の開始は、調査結果に予断を与えるものではない。

本件当事会社と背景

フィアット・クライスラーは、英国に本拠を置き、Fiat、Chrysler、Jeep、Alfa Romeo、Lantia、Abarth、Dodge、Ram、Fiat Professionalのブランドにより乗用車と小型商用車を製造、供給、販売している。加えて、フィアット・クライスラーは自動車鋳造事業者Teksid、プラスチック部品とモジュール事業者Plastic Components and Modules Automotive、自動

車製造システム事業者 Comau を有している。同社は、上記ブランドの自動車販売支援のため、小売・ディーラー向けの融資を提供している。

プジョーは、フランスに本社を有し、Peugeot、Citroën、Opel、Vauxhall、DS ブランドにより乗用車と小型商用車を製造、供給、販売している。同社は子会社である Faurecia を通じ、インテリア自動車部品の製造と供給も行っている。同社はまた、自動車購入の融資、移動サービス・ソリューション等の付随サービスも提供している。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp、までお願いします。)